

# ユニバーサルデザイン教育カリキュラムのための基礎研究 (その1)

## — UDの成り立ちと学校教育における課題 —

清田 哲男

本研究では、ユニバーサルデザインを基軸にした題材によって、小学校から高等学校にかけて長期的な学びのカリキュラム構築をめざしている。研究をすすめるにあたり、教員および児童・生徒の、生活におけるユニバーサルデザインの認識の違いが課題となる。本稿では、すべての人のため、もしくは障害者のためとの考えが大きい中、より広義な意味で社会や自然、個人を考える教育活動をめざすため、研究の基盤となるユニバーサルデザインの考え方をまとめるべく、歴史背景や現在の社会の状況、行政の現状などからアプローチした。

Keywords：ユニバーサルデザイン，バリアフリー，公平・公正，デザイン，美術教育

### はじめに

本研究の目的は、ユニバーサルデザイン（以下UDと表記）の考え方を、学校や地域社会の中で機能させるための美術教育を核にした教育カリキュラムの構築と、その実践および考察である。このUD教育カリキュラムでは、小学生から高校生まで発達段階に応じて、児童・生徒が自ら課題発見・解決を目指す確かな学力と実践力、そして豊かな心を培うことを目指している。

UDとは福祉のための働きかけやすすべての人が使いやすいものを目指すためだけのものではなく、それらを含んだ、よりよく生きるための考え方の広がりである<sup>1)</sup>。

数年来、断続的な自然災害が発生に伴う、人的被害の増加、SNSなどでの人権問題などは、自然や、社会構造、個の尊厳へのイメージや想像力の欠如による要素も大きいと考える。よって、本研究ではUD教育でのめざす具体的な方向性は以下の四つを挙げる。

- ①公平・公正で多様なコミュニケーション能力育成
  - ②主体的な社会参画意識の醸成
  - ③自然環境への配慮と防災・生活意識の高揚
  - ④生活の中での造形意識・モノづくりの喜びの感受
- この四つの方向性は、学校教育全体で主体的な学

びによる確かな学力として培うべき姿勢であり、そのためにはイメージや想像力の広がりを伴う。その点からも、美術教育からカリキュラムを構築していくことは重要であると考ええる。

本研究では、目的に達成のために大きく以下のとおり三次まで計画を持っている。

### 第一次

- 第0段階 UDと学校教育との関わりの研究
- 第1段階 カリキュラムの方向と仮構築  
およびカリキュラムに伴う教材開発
- 第2段階 仮構築カリキュラムの実験的授業実践と考察

### 第二次

- 第3段階 カリキュラムの実践と考察
- 第4段階 カリキュラム内容の再考と実践の追加

### 第三次

- 第5段階 カリキュラムの汎用化と授業ツールの一般化
- 第6段階 実践研究のまとめ（研究大会）

本論は、第一次の第0段階「UDと学校教育との関わり」についての基礎研究によって得られた概念について述べる。その項目は下のとおりである。

---

岡山大学大学院教育学研究科 芸術教育学系 700 - 8530 岡山市北区津島中3 - 1 - 1

Fundamental Researches for Education Curricula of Universal Design (Part1); *Constitution of Universal Design and Problem of Universal Design in the School Education*

Tetsuo KIYOTA

Division of Art Education, Graduate School of Education, Okayama University, 3-1-1 Tsushima-naka, Kita-ku, Okayama 700-8530

- 1 現在のUD教育での課題
- 2 一般化されたUDの概念
- 3 UDの成り立ち（歴史的背景）
- 4 行政とUDの関係
- 5 UDと他のデザイン理論との関係
- 6 UD教育カリキュラムの先行研究
- 7 デザイン鑑賞での基本的ツールの開発

本稿では、行政とUDの関係までを論じる。アメリカで生まれたUDの概念と、企業によるマーケティング戦略としてのUDの意味づけ、そして日本の行政によって広報されたUDのイメージをそれぞれ考察し、UDを教育活動で取り扱う課題を明らかにする。

## 1 現在のUD教育の課題

先述のとおり本研究は学校におけるUD教育カリキュラム実践を実験的にいき、より効果的にUDの視点を児童・生徒自身で培うことのできるカリキュラムを目指している。

しかし、多くの学校でUD教育を具体的に実践する上で、下記のとおり大きく三つの課題があると考ええる。

- ① 教員によって大きく異なるUDの概念
- ② 不明瞭なUDを取り扱うべき教科・領域
- ③ 具体的な指導法や教材の研究の不足

①の場合、教員によってUDのイメージや福祉の考え方が多岐にわたっており、特に中学校や高等学校では教員の専門性によって、捉える視点が異なる。しかも一般的に障害者のために考えるデザインとして、もしくは企業のマーケティングの可能性を広めるための手段としてのイメージが強い中でのUDの授業実践は困難が予想される。

例えば「障害者のための」と考えれば、デザインを施すのは「障害者以外の人」という構造が児童・生徒の意識の中にできてしまう。この構造はUDの視点とは違う考え方であり、教育カリキュラムだけでなく教育目標にも影響し、授業内容の広げ方に片寄りが出来る。これは②の課題でもある。予想される本研究の成果の一つは、児童・生徒が生活を見つめる際に用いる「UDの新しい視点」を主体的に作り出すことである。この視点が学校や地域社会での生活環境や自然環境をUDの視点で鑑賞する際に児童・生徒自身の新しい価値へのアプローチとしての機能を果たす。この成果が他者や環境などへのやさしさに繋がり、UDの視点で生活を見つめ、感じ取り、自分のなすべき課題を見出すためのUD教育カ

リキュラムの基軸となる。しかし、この学びはどの教科や領域で取り扱うことが妥当であるかがわかりにくいのである。

また、③の原因となるのが、UDは「すべての人が使いやすいデザインをめざす」という考え方である。この意見について反論する人は少ない。その一方、どのような指導方法や教材を使用するかについての具体性を持たせにくいのである。別の例で述べると、「UDは大切だ」と児童生徒の前で述べ、反唱させることは難しくはない。しかし、児童・生徒自身がこのことに気づくような教材を考え出すことは難しいということである。この課題の克服のためにはデザインの目的と学校教育のねらいの双方の意義をひとつの場で考える必要があると考えた。

このように、本論は、UDを学校教育で実践するための三つの課題を踏まえた実践カリキュラム構築のための基礎研究である。

## 2 一般化されたUDの概念とUDの持つ教育力

マスメディアの影響はUDの概念を一般化するための大きな力になったと考える。しかし、その一方で一部の企業では、マーケティング戦略による購買意欲喚起のためのキャッチコピーとして、UDの概念を使用してきた。例えば企業広告における「すべての人」の表記は「すべてのお客様（ユーザー）」と同義であり、特定のユーザーのための使いやすい製品を示すのである。デザインは基本的に「ユーザーありき」で展開されることが多く、「お客様の使いやすさを考えて製品をデザインする」基本姿勢を「企業のUD理念」として広告することが多かったと思われる<sup>2)</sup>。この方法が、UDを付加価値とする商品のラベルとしての機能を高め、「UDであるか、ないか」の紋切り型の視点をユーザーに啓蒙してきた。その啓蒙は同時にUDとして広告していない製品を「お客様の使いやすさを考えていない」製品であることを意識付けた。つまり広告は「この製品がUDであるかないかの基準値」をメタメッセージとしてユーザーに意識させたと言えよう。結果として、UDであるかのようにさまざまな商品に「UDのラベル」を張らなければならなくなり、いわゆるアイデアグッズまでもをUDとして広告する企業も少なくなかった。これはUDの概念の断片的な理解による失敗であろう。

「この製品がUDでこの製品がUDでない」というあたかもUDに基準値があるかのような印象がマスメディアによって作られてしまったが、実際にはある人にとって使いやすいが、別の立場の人は使いにくいのは当然考えられることである。このような

トレード・オフ（二律背反）の関係は、UDの代表のように挙げられる「点字ブロック」ですら起こりえる。白杖の使用者にとっては大切な点字ブロックも、二輪のドライバーにとって転倒の大きな原因となるからである。UDとはこのような明快な構造の概念ではない。

つまり、UDの「名称」は、一般化したがる、UDの概念はまだ一般化されてはいないとも言えよう<sup>3)</sup>。この状況下でUD教育を展開すれば、やはり多くの企業が使用してきた断片的なUD概念として児童・生徒に指導がなされてしまう可能性がある。しかし、一方で「UDとは何であるのか」の問いに対して、現代では普遍的に明瞭な定義は出しにくいとも言える。

内閣府の共生社会政策が実施している『バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進普及方策に関する調査研究報告書』<sup>4)</sup>での記述では、「ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、人々が製品や施設、生活環境等を利用しやすいよう、はじめからデザインする考え方です。」とある。ここでも考え方であると示している通り、デザインの形や様式などではない。また、様々な価値や意図によって多様に解釈されてきたUDにとって、ある一つの視点に立った考え方ではない。仮にUDを明快に定義すれば、この10年間で一部の企業が用いたUD戦略と変わらず、UDの教育も破綻をきたす可能性が高い。

例えば、ある視点を定めて、その視点から見つめた時にはUDであると述べやすい。つまり、視点の持ち主であるその人にとって豊かに生きるためにできるデザインならば形にしやすいのである。だから個の尊厳へのデザインはUDの教育のアプローチの方法として重要であるとも言えよう。しかし、他者の視点に立てばトレード・オフの関係が生じる。結局UDとは何かを教員の視点で定義を述べてしまえば、教員の視点では明快であっても、生徒や保護者や、別の立場の人からすればUDとは感じられない状況が起こる。

一例として、中学校の美術の教科書で「だれもが快適なデザイン」と単元名が記されている<sup>5)</sup>が、仮にそのままの文言をUDであると指導した場合、果たしてそのようなデザインは可能なのかという疑問が起こる。結果として誰でも使いやすい道具ができるのではなく、他者の幸せを考えて制作するプロセス自体を指して「だれもが快適なデザイン」であるとしても、「だれも」が示す対象は生徒によって大きく違う。つまり、ある特定の個人に対してのみ思いを馳せることから考えていくことが肝要であると

いえよう。したがって、「だれもが快適であるデザインか、そうでないかの境界線」や、どの立場で考えるかは児童・生徒の視点に委ねることが前提となる。

したがって、UDとは何かを生徒一人ひとりの視点から考える姿勢を育てるためには、教員の個人的な見解だけでなく、現在のUDの考え方をさまざまな視座から研究し、多様な立場や、視点があることの可能性を児童・生徒に示すことが必要となる。そのことによって、豊かな経験の上に、多様な視点に立つことができる柔軟性と、他者を思いやる姿勢が育成されると考える。

### 3 UDの成り立ち

#### (1) R.メイスの提言

UDはノースカロライナ州立大学のユニバーサルデザインセンター所長であったロナルド・メイス (Ronald. L Mace 1941-1998) が1985年に公式に提唱した以下の概念である。

The design of products and environments to be usable by all people, to the greatest extent possible, without the need for adaptation or specialized design.<sup>6)</sup>

特別な製品や調整無しで、最大限可能な限りすべての人々に利用しやすい製品、サービス、環境のデザイン（筆者訳出）

このUDの提言を読み取り方によって、「特別な製品や調整無しで、最大限可能な限りすべての人々に利用しやすい製品、サービス、環境のデザイン」であればUDで、そうでなければUDでないと、ただ単にUDであるかないかの判断基準を示しているかのように感じられる。しかし、先述のとおり、その判断基準を考えても意味はない。なぜならばここに書かれている「design（デザイン）」とは、出来上がった形を指すのではなく行為や考えを指すからである。ここで述べる行為や考えとは、意思の動きであり、意思に従っての身体の動きである<sup>7)</sup>。

この提言が指す「design（デザイン）」には、児童・生徒の教育にとって必要な要素が二点含まれていると考える。この二点を今回のUD教育カリキュラム研究の基幹として捉えたい。

一点目は、提言の「design（デザイン）」の実現は、中教審2003年の答申での第1章にある「確かな学力」として考える。中教審の「確かな学力」とは「知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」<sup>8)</sup>である。

つまり、「最大限可能な限りすべての人々」のためにその力を行使することは、「確かな学力」の考え方に近い。

もう一点は、「最大限可能な限りすべての人々」のために行うUDが以下のとおり、アメリカを主とする障害ある人の権利を守る法整備の歴史の中で成立したことが挙げられる（図1）。障害のある人を守る法整備によって成立したUDである。しかし、学校教育に運用する際は、2分法（障害がある・障害がない）での分離型学習を進める教育ではなく、互いの相違点を「個」を明確にする基準<sup>9)</sup>であると捉え、個々に持っている特別なニーズに対応した統合型環境で学習を行うならば、現在の「インクルーシブ教育」の考え方に近いと思われる<sup>10)</sup>。

インクルーシブの考え方やR.メイスが「最大限可能な限りすべての人々」と述べた背景を理解するためにも、まず、以下に示すアメリカの人権に関する法の流れを理解する必要がある。

(2) ノーマライゼーションとアクセシビリティ<sup>11)</sup>  
 アメリカの人権に関する法整備の考え方は、黒

人、先住民をはじめとする民族問題や、宗教問題、女性問題の高まりと北欧のノーマライゼーション (normalization) の社会理念が重なり、1960年代に見られるようになった。ノーマライゼーションは「精神遅滞者の生活を可能な限り普通の生活状態に近づけるようにする」(精神遅滞者サービス法 1959年)と定義される。オランダの行政官であったバンク・ミケルセン (Neils Erik Bank-Mikkelsen, 1919-1990) によって提唱され<sup>12)</sup>、1960年代に北欧を中心に広まった。これは障害の有無とは関係なく社会生活を共にする社会を本来の望ましい姿として捉えたものである。この理念がアメリカにおいては1982年のアクセシブル (accessible) などの人権を重視した人間中心のデザインコンセプト誕生に繋がる。

一方アメリカでは1964年、人権、皮膚の色、宗教、出身国による差別禁止を謳った初の法律である公民権法 Civil Rights Actが制定され、さらに、9年後の1973年に、この公民権法において、障害者差別の禁止が加えられた。その法的根拠は「リハビリテーション法504条」である。

七つの章からなるリハビリテーション法

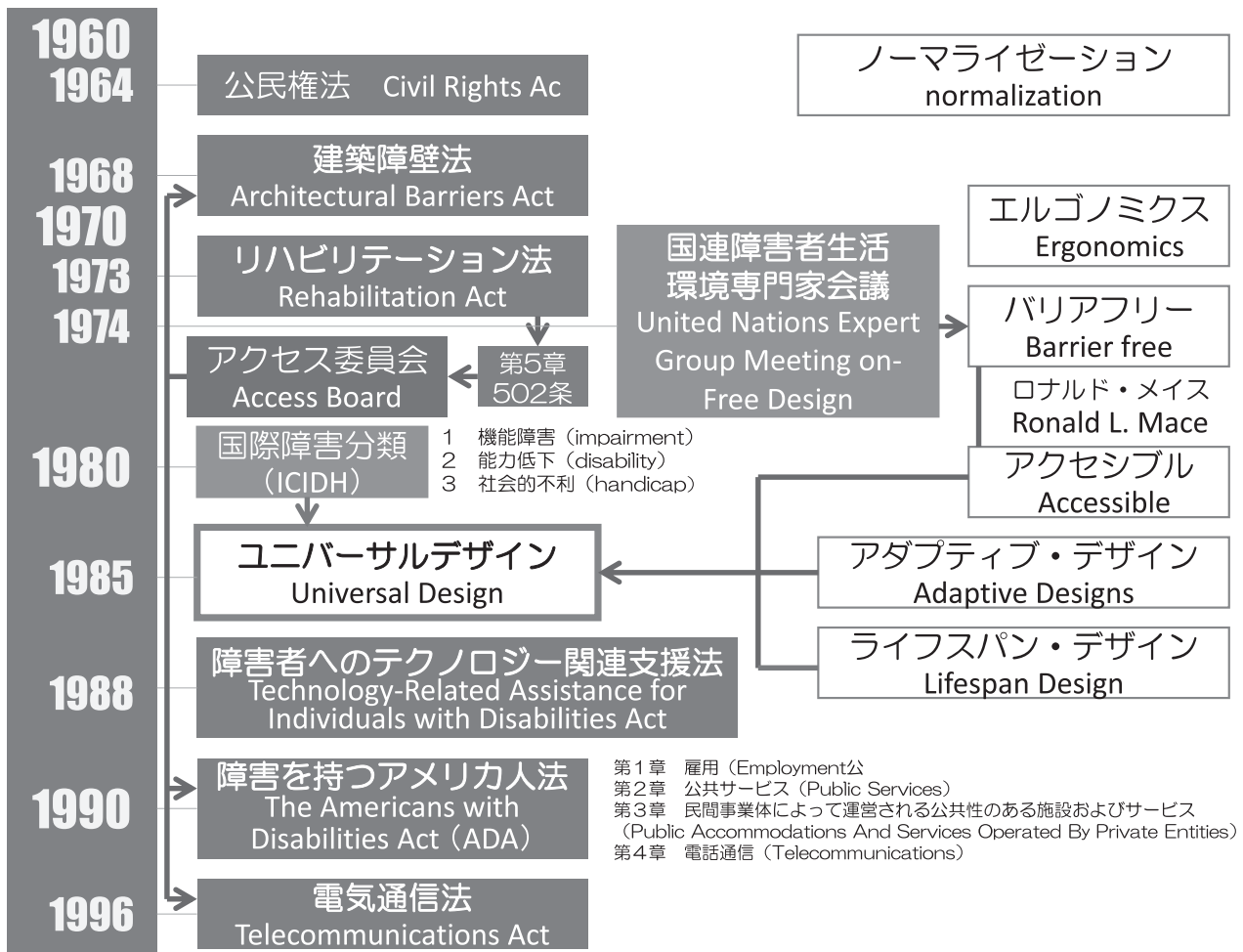


図1 アメリカの障害のある人の権利を守る法整備の流れとUDとの関係

Rehabilitation Act<sup>13)</sup> は、1973年に成立し、法自体は1977年に施行された。リハビリテーション法の主な目的は、障害者教育や職業訓練、就業について規定し、差別を禁止するものである。特に、第5章では連邦政府に関わるプログラムやサービスが「障害のある・なし」によって差別されることの禁止が謳われている。同時に、第5章502条の規定によって、障害者のアクセシビリティに貢献するため、アクセス委員会（Access Board）が連邦政府機関の独立した一つの組織として設立された。

アクセス委員会の主な役割は、アクセシビリティの発展と維持、行政や企業のガイドラインや基準設定の支援などである。1968年に建築障壁法 Architectural Barriers Act、1990年に障害を持つアメリカ人法 The Americans with Disabilities Act of 1990 (ADA)、1996年に電気通信法 (Telecommunications Act) などの整備を行っているが、この三つの法律がUDをアメリカ社会で育む大きな力になる。

### (3) 建築障壁法とバリアフリー・デザイン

障壁（バリア）のないアクセシビリティ社会を目指して建築障壁法が制定されたのは、リハビリテーション法が成立する5年前の1968年<sup>14)</sup>である。また、建築障壁法には、施行、実施運営するための組織が必要とされ、その結果リハビリテーション法502条でアクセス委員会の設立された経緯がある。

そして、建築障壁法やノーマライゼーションの考え方を基に1974年、R.メイスによって国連障害者生活環境専門家会議で「バリアフリー」環境の概念が発表される。バリアフリー・デザイン（アクセシブル・デザイン）は、障害のある人が利用できるように建物や環境をデザイン、公共サービス、商業施設、交通システムなど、主として物的な環境におけるアクセシビリティに対して、障害の部位別に個別的な解決をおこない、身体障害者のたやすいアクセスを目的とする概念である。特に「部位別に個別的な解決を行う」<sup>15)</sup>ことが重要であると考えられる。バリアフリーの考え方は、あくまで、さまざまな症例について個々の対応である。つまり、想定されるユーザー（障害者）があり、しかもデザイナーの理解の範囲で対応すればよいのである。この考え方は基本的に、「障害のある・なし」、「知っている・知らない」の基準の下に行使される。しかし、UDに向けて大きな前進であると考えられる。

さらに、1978年のリハビリテーション法修正により、アクセス委員会は、建築障壁法のミニマム・アクセシビリティガイドラインの策定を行う権限が与えられ、以降は、環境、建物や整備におけるコミ

ュニケーションのバリアフリー化に大きく貢献する。

### (4) 障害を持つアメリカ人法（ADA）とテック法

1990年に成立した障害を持つアメリカ人法（以下ADA）は、アクセス委員会の支援によって、連邦レベルで包括的に障害者の差別を禁止した法律である。この法律の原型は、1983年にジャスティン・ダート・ジュニア（Justin Dart Jr.）が発表した『障害者に対する国家政策 National Policy for Persons with Disabilities』である。法律の中では、以下の四つについて定めている。

#### 第1章 雇用

施行機関 公正雇用機会委員会

#### 第2章 公共サービス

施行機関 司法省 運輸省

#### 第3章 民間事業者によって運営される公共性のある施設およびサービス

施行機関 第2章に同じ

#### 第4章 電話通信

施行機関 連邦通信委員会

つまり、主にUDは司法省と運輸省の管轄によって施行される法的根拠によって広がることになる。その二つの省によって作成されたガイドラインが1998年に公表された「ADAアクセシビリティガイドライン（ADAAG：ADA Accessibility Guidelines）」である。このガイドラインが障害者の環境や設備、交通のあり方を企業レベルで広める契機となった。

一方、アメリカ教育省は、障害者のニーズを調査し、そのニーズに応えることを目的に「障害者へのテクノロジー関連支援法（Technology-Related Assistance for Individuals with Disabilities Act：通称・テック法）」を1988年に制定した<sup>17)</sup>。

また、1994年に改正された同法は、障害者の支援機器や支援サービスへのアクセスを促進する保護と擁護システム（Protection and Advocacy Systems）を助成することを各州に義務付けている。障害者が問題に直面したとき、抱える問題を社会へ主張することができないなど、公的機関に対してどのような要求ができるのか分からない場合がある。保護と擁護システムとは、障害者の立場に立っていかに主張したり要求していけるのかを教えたり、援助したりするシステムである。

このように1988年のテック法は、障害者支援技術の発展やUDの普及に大きく貢献してきたと言えよう。同法によって、多くの障害者が国から支援を受ける立場から、トレーニングを受けて社会進出を果たし

ている。また、職場における障害者支援技術の役割も大きくなり、新しい技術の開発が、障害者の社会進出に大きな影響を与えるようになったと言える。

(5) R.メイスによるUDの提唱<sup>18)</sup>

バリアフリーを定義したR.メイスは、さらにアダプティブ・デザイン adaptive designs (適合デザイン)、ライフスパン・デザイン lifespan designs (生涯デザイン) を加えた三つのデザインを包括した概念として、1985年に初めてUDを提唱した。アダプティブ・デザインは、障害者の個別ニーズに対応できるように初めから配慮して、製品及び環境をデザインすることを意味するデザインの概念である。ライフスパン・デザインは、加齢による身体的障害や感覚的障害と両立し、いかなる世代にも不利益をもたらさずに若年層、中年層、高齢者を含む「世代を超えた人間」にサービスするように製品や環境を最初からデザインするという概念である。

このR.メイスのUDの提言によって、すべての人が先天障害者、もしくは中途障害者のどちらかであるとの前提が考えられるようになった。つまり、罹患による身体機能の低下、体躯や視力などによる身体能力の差、加齢による身体能力の低下、すべての人が人生のある時点で何らかの障害をもつということが起点となっている。したがって、R.メイスは、障害者のユーザビリティとしてのデザインを目指すことと、すべての人のユーザビリティを目指すことを同義として扱ったものと考え。ここで述べられている障害について基準は、1980年にWHOが発表した、国際障害分類 International Classification of impairments, Disability and Health (ICIDH) によるものである。

①機能障害 (impairment)

「心理的、生理的、解剖的な構造又は機能のなんらかの喪失又は異常」

②能力低下 (disability)

「人間として正常とみなされる方法や範囲で活動していく能力の(機能障害に起因して起こる)なんらかの制限や欠如」

③社会的不利 (handicap)

「機能低下や能力低下の結果として、その個人に生じた不利益であって、その個人にとって正常な役割(年齢、性別、社会文化的など)を果たすことが制限されたり妨げられたりすること」

以上の流れによって、UDの考え方が生まれた。「最大限可能な限りすべての人々」とは、機能障害、

能力低下、社会的不利の三つの障害者を前提とした考え方であり、人生のある時点で障害者となるすべての人々は、それぞれの時期や環境、社会の仕組みの中でそれぞれの個として尊重されるべき存在である。「すべての人々」とは現時点の人々の状況を目指すのではなく、個人の過去・現在・未来の姿を指す。言い換えれば、「普遍的なUD」を考えているともいえる。人の幸福を考えてデザインするとき、その人の過去・未来もすべてを含んで幸せを考える、この普遍的な幸福という視点に立ったとき「すべての人の」デザインを考えることの意義が見えてくるのである。

(6) UD7原則<sup>19)</sup>

さらに、R.メイス以降、建築家や工業デザイナー、技術者や環境デザインの研究者らが協同して、R.メイスの概念を整理し、以下のようなUD 7原則が作成されている。その七つの原則が、UDに具体的な形を持たせることになる。

表1 UD 7原則

原則1	公平な使用への配慮 (Equitable Use) どのような人にも公平に使えるものであること
原則2	使用における柔軟性の確保 (Flexibility in Use) 多様な使い手や使用環境に対応でき、使う上での自由度が高いこと
原則3	簡単で明快な使用法の追求 (Simple and Intuitive Use) 製品の使い方が明快で、誰にでも積極的にすぐ理解できること
原則4	あらゆる知覚による情報への配慮 (Perceptible Information) 必要な情報が、環境や使い手をめぐる能力に関わらず、きちんと伝わること
原則5	事故の防止と誤作動への受容 (Tolerance for Error) 事故や危険につながりにくく、安全であり、万一の事故に対する対策を持つこと
原則6	身体的負担の軽減 (Low Physical Effort) からだに負担を感じないで自由、快適に使えること
原則7	使いやすい使用空間(大きさ・広さ)と条件の確保 (Size and Space for Approach and Use) 使い手の体格や姿勢、使用状況にかかわらず、使いやすい大きさと広がり が確保できること

しかし、原則1や2などの主観的な価値観による評価の是非や、製品として考えるための経済性、デザインとしての美しさ、持続可能な社会に向けての国際的行動への意識、つまり環境への配慮が不足していることへの論議がなされた。

これら7原則に、1993年にUDが企業で機能するためのプロセスの研究を始めた中川環境デザイン研究所(EDS)の中川聡が、UDの評価手法を発表した。

さらに、当時の日本の状況にあわせ不足している三つの要素（経済性、審美性、持続可能な社会に向けた動き）を付則として下記のとおり加えた<sup>20)</sup>。

表2 UD付則3原則

付則1	耐久性と経済性への配慮
	安心して長く使用でき、使い手にとって適正な価格であること
付則2	品質と審美性への配慮
	品質が優れていて、機能性と審美性の調和がとれていること
付則3	保健と環境への配慮
	人の健康に有害でなく、自然環境にも配慮されていること

#### 4 日本におけるUDと行政

このようにアメリカで成立したUDの考え方が、日本に広まり始めたのはR.メイスが提唱した9年後の1994年頃、障害のある人が円滑に生活できることを盛り込んだハートビル法が制定された時期である。また同法がUDの認識を日本に広げる契機であったとも考えられる。ただ、日本においては、「障害のある・なし」は明確な基準があり、障害があると「認定された人」を守る、もしくは訓練で自立させる意図として施策が行われてきた。それが日本における福祉施策であったが、その流れの中でUDが浸透した経緯はUD教育を考える上で重要である。なぜならば、障害と違う健常の立場である自分自身が、人生のどの地点かで障害者になりうる存在、あるいは「障害者であり、障害者でない」存在への意識の転換がUDを考える上で重要だからである。自分だけでなく、まわりのすべての人がこの境遇にあることの自覚がUDを感じる根幹にある。つまり、日本の社会がUDを受け入れた流れを、児童・生徒がUDにおける「すべての人」の感覚を理解する構造に転用できると考える。

##### (1) 1940年代の日本の福祉法と問題点<sup>21)</sup>

1940年代からGHQの指示の下で社会福祉に対する施策は行われてきた。日本国憲法に福祉が位置付けられ、生活保護法（1946）、児童福祉法（1947）、身体障害者福祉法（1949）の福祉三法や、福祉事業を民間が行うための社会福祉事業法（1951）が制定されている。さらに1947年の学校教育法の制定により「障害児」に分離別学の形で特殊教育が始まり、このことによって、福祉サービスが行政の措置として提供され、福祉事業を民間の社会福祉法人に措置委託としてなされるようになった。しかし、UDの提言と大きく異なる大きな問題を二つ含んでいた。

一つは、国や地方自治体が予算の範囲内での施策

のために、医学モデルなどによる障害等級などの制限を用いたことがあげられる。先天的もしくは後天的な罹患などによる障害として、健常との区別を明確にしたことである。このことが、現在でも福祉を「施す側と施される側」との認識が払拭できず、国際障害分類による人生のある時点で障害者となるすべての人々を想定する「すべての人々」の考え方と福祉のイメージを重ねるに似ている大きな要因の一つであると考えられる。

もう一つは福祉法の目的を「経済的自立可能性」として、訓練主義的要素を重視したことが挙げられる。社会の中での機能性を持ち、少しでも良き障害者たるよう訓練をする、いわゆる「愛される障害者像」を目指すことが目的である。そこには障害のある人への個の尊厳という概念ではなく、「保護される者」としてのイメージを定着させた要因の一つである。そして、「保護される者」という紋切り型のイメージの延長上に身体障害者雇用促進法（1960年）が制定され、一般就労への促進を図られるのである。

##### (2) 1960年代ノーマライゼーションとの差<sup>22)</sup>

この二つの問題を抱えたまま、日本は北欧で終生保護に対して起きたノーマライゼーションの社会理念が起き、脱施設化へ向かう世界的な動きと反する施策がとられることになる。知的障害者等の入所施設の増加を促した精神薄弱者福祉法（1960）や、1965年のライシャワー事件を契機に改定され、精神病床を増加させた精神衛生法、施設収容等の保護を主な目的とした身障害者対策基本法（1970）などである。

また障害児教育でも文部省が「普通の学級の中に、強度の弱視や難聴や、さらに精神薄弱や肢体不自由の児童・生徒が交じり合って編入されているとしたら、・・・(中略)・・・学級内で大多数を占める心身に異常のない児童・生徒の教育そのものが、大きな障害を受けずにはいられません<sup>23)</sup>。と分離別学を推奨している状況であった。養護学校については、1973年に義務制の実施を予告する政令が公布、1979年には実施され、原則分離の教育形態が障害児教育の基盤となった。

##### (3) 日本の障害者施策の転機

日本の障害者施策に大きな転機を与えたのは1980年代の三つの大きな国際的な施策であったと言える。完全参加と平等をテーマとした国際障害者年（1981）、障害者に関する世界行動計画（1982）及び国連・障害者の十年（1983～1992）である。この10年で、ノーマライゼーションの社会理念がよう

やく普及し、さらに1990年の福祉関係八法改正によって、障害の区分が統一されるなど平等の概念が大きく転換した。

#### (4) ハートビル法とUD

福祉関係八法改正後、さらに、地域生活の基盤整備にも法的整備が図られ、高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる建築物（ハートビル）の建築の促進を図ることを目的として、1994年「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定された。病院、学校などの公共施設を中心に、段差のない出入口と十分な幅、障害者用のトイレや駐車場、幅の広い廊下、手すり、スロープなどを設置することなどを目的とした法律である。

アメリカの建築障壁法の機能を持つことになるが、建築障壁法との大きな違いはUDの概念が生まれた後で成立した点である。同法の目的を広く説明するために、UDの考え方が活用されたが、実際は、前述した問題点である「保護される者」や「福祉を施される者」のためのハートビルという認識を強く持って同法を捉えた人が多かったことが考えられる<sup>24)</sup>。「高齢者、身体障害者等が」円滑に使用し、自立と社会参加をすることを目的としていることが明記されていたためである。一方で、1980年代の国際協力によってノーマライゼーションの社会理念が定着する過程において同法を捉えた人がいる中でUDが広まったことに、日本におけるUD理解の違いを生んだ一因があったと考える。

さらに2000年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」、2002年に「補助犬を使う身体障害者の自立と社会参加を促進する身体障害者補助犬法（2002）」が制定された。

また、「アジア太平洋障害者の十年（1993-2002）」の提案（1992）、その期間の10年間の延長（2003-2012）、いわゆる第2次アジア太平洋障害者の十年の主唱（2002）、「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーかつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」（BMF）の採択（2002）等、積極的な貢献をなす姿勢を示している。この国際協力の流れが、地域行政の施策へと繋がり、UDの概念を一般させる大きな要因となったと考えられる。

#### (5) 地域行政や地域によるUDの取り組み

ハートビル法と交通バリアフリー法を統合化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す

る法律（バリアフリー新法）」が2006年に制定されると、各地方行政は内閣府によるバリアフリー推進要綱に基づき、事業の基本構想を作成することになる。2007年には少子高齢化や国際化の進行の対策や、地域産業の活性化を目的にバリアフリー新法を踏まえたUD推進要綱が内閣府より提示され、UD推進指針が都道府県、市町村区単位で策定された。

表3のとおり、UD担当の課や部署を設定し、HPやパンフレット、スライド、UDグッズなどを用いた企業や学校への啓発活動を展開している。総務省、厚生労働省、経済産業省関係部署は「ユニバーサルデザイン」、国土交通省関係部署では「バリアフリー」という名称を主に使用したパンフレットを作成している。中でも、UD社会の形成へ向けて、小学生や高齢者に理解を促すUD学習教材としてのパンフレットやブローシャが多く作成されている。

各行政が制作するUD学習教材は三つのタイプがある。それぞれのタイプを制作している行政を表3で示している。

- A ゲーム形式による学習ができるHPサイト
- B 行政の担当者が学校や施設等で出張授業を行うための資料としてのパンフレットやスライド等
- C 学校の教員が児童生徒を指導するためのパンフレットやスライド等

中でもA、Bについてはその内容や特徴は主に以下の六つである。

- ① UDの歴史（R.メイスの紹介など）
- ② UD 7原則とその例（どこがUDであるかなどのUD探し）
- ③ 該当行政区で見られるUDの紹介（UDマップ等）
- ④ UDに対してのモラルや心のUD（展示ブロック上の駐輪禁止や声かけなど）
- ⑤ 障害のある人の例（高齢、男女、外国人、妊産婦、障害者など）
- ⑥ 該当行政によるUD事業の紹介

どれも、イラストを利用して、わかりやすく提示されており、別途の説明がなくとも理解できるようまとめられている。UDの認知度はUD学習教材の有無だけで決まるものではないが、行政のUDに対しての姿勢の一端がUD学習教材作成に表れていると考える。つまり、UD学習教材は、UD社会を目指す地域行政が持つ意欲への指標の一つと捉えている。

2001年5月に公表された経済産業省の「ユニバーサルデザイン懇談会～第二次取りまとめ～」<sup>25)</sup>によれば、UDの一般化が始まったとされる2000年



3月3日に行った「ユニバーサルデザインに関する生活者アンケート」の「ユニバーサルデザイン」の認知度としては、以下のとおりである。ただし、男女別、年齢別、居住地別に見てもあまり変わらない。調査は郵送留置き式、郵送回収で行われた。

「具体的な内容まで知っている」・・・0～3%  
「名称程度は知っている」・・・30～40%  
「全く聞いたことがない」・・・約60%

ところが、内閣府の2009年バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進普及方策に関する調査研究報告書「ユニバーサルデザイン」の認知度は以下のとおりである。

「ことばも意味も知っている」・・・32.9%  
「言葉は知っているが、  
その意味は知らない」・・・31.4%  
「言葉も意味も知らない」・・・34.5%

約3割が、全く分からないから、名前まで分かり、同じく約3割が名前だけ知っているから意味までの

理解ができている。これらの成果は、企業の広告効果も大きいですが、行政のHPや啓発の成果であろう。

さいごに

本稿は、UD教育カリキュラムを考える上で、教育活動の上の課題と、重要になる時代背景をまとめたものである。児童・生徒が、授業でUDであるか、ないかへの意識がめぐりやすいのも、障害者であるか、ないかにはじまる日本での法整備の影響、広告手法としてのUDであるか、ないかの紋切り型のユーザーへのアピールの中で生活している影響もあろう。その中で、多くの視点から、自分の周りの環境や社会をみつめ、自然への畏敬、社会の構成員や友人、児童生徒や家族への尊重に気づき、よりよい社会の作るための学びや表現活動に導く必要があると考える。

本稿の後半は『研究集録 第158号』に「ユニバーサルデザイン教育カリキュラムのための基礎研究（その2）」として掲載を予定している。

表3 都道府県および指定市のUD 担当部署とHP (平成23年11月現在 筆者調べ)

	行政名	担当課名	サイト名	A 学習サイト	B パンフレット 学習	C 学校教育用 パンフレット
北海道	北海道	建設部住宅局住宅課計画指導グループ	はじめよう！ユニバーサルデザイン/安心居住のススメ			
	札幌市	保健福祉局保健福祉部高齢福祉課	福祉のまちづくり (バリアフリー)			
	帯広市	政策推進部企画課	ユニバーサルデザインのまちづくり			
東	青森県	環境生活部 県民生活文化課	あおもりユニバーサルデザイン	○		
	岩手県	地域福祉課生活福祉担当	いわてユニバーサルデザインのホームページ	○		
	宮城県	保健福祉部社会福祉課	バリアフリー・ユニバーサルデザインってなんだろう？	○	○	
	仙台市	健康福祉局障害企画課	バリアフリー・共生			
	秋田県	健康福祉部福祉政策課 地域福祉・監査班	バリアフリー行政情報サイト			
	山形県	企画調整課	ユニバーサルデザイン・バリアフリー			
	福島県	生活環境部人権男女共生課	ふくしまユニバーサルデザイン	○	○	
	会津若松市	企画調整課	ユニバーサルデザイン			
	いわき市	市民協働部 市民生活課	ユニバーサルデザイン	○		
	郡山市	市民部 市民協働推進課	ユニバーサルデザイン			
北	茨城県	保健福祉部厚生総務課	いばらきユニバーサルデザイン		○	
	栃木県	保健福祉部医事厚生課	ひとにやさしい まちづくり	○		
	群馬県	健康福祉部障害政策課	人にやさしい福祉のまちづくり			
	埼玉県	県民生活部 文化振興課	ハートいっぱいさいたまユニバーサルデザイン	○	○	
	さいたま市	政策局 政策企画部 企画調整課	ユニバーサルデザイン			
	深谷市	企画課	ユニバーサルデザインのまちづくり			
	千葉県	県土整備部建築指導課建築企画室	福祉のまちづくり			
	千葉市	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課	バリアフリー			
	茂原市	総務部秘書広報課	茂原市ホームページ ユニバーサルデザイン			
	東京都	生活福祉部 地域福祉推進課 福祉のまちづくり係	福祉のまちづくり		○	
東	神奈川県	県土整備局 環境共生都市部 交通企画課	交通バリアフリーのページ			
	横浜市	健康福祉局地域福祉保健部 福祉保健課	ヨコハマ・ふくまち .net ~福祉のまちづくり~			
	川崎市	まちづくり局	かわさき福祉のまちづくり			
	新潟県	県民生活課	ユニバーサルデザイン推進基本指針			
	新潟市	総務部総務課総務係	ユニバーサルデザイン			
	石川県	県民文化局 広報聴室	情報ユニバーサルデザインへの取り組み			
	福井県	障害福祉課	福祉・バリアフリー		○	
	山梨県	企画県民部企画課	ユニバーサルデザイン		○	
	長野県	地域福祉課	長野県における福祉のまちづくりについて	○	○	
	岐阜県	岐阜市 企画調整課	ユニバーサルデザインによるまちづくり		○	
中	静岡県	環境部管理局政策監	しずおかユニバーサルデザイン			○
	静岡市	都市局都市計画部都市計画課都市景観推進担当	しずおかあったかプラン (静岡市ユニバーサルデザイン基本計画・行動計画)			○
	浜松市	ユニバーサル社会・男女共同参画推進課	ユニバーサルデザイン		○	
	愛知県	県民生活部 県民総務課人権推進室	ユニバーサルデザイン			
	名古屋市	住宅都市局住宅部住宅企画課企画係	バリアフリー			
	三重県	健康福祉部健康福祉総務室	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり	○	○	
	津市	政策課	ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでいます		○	
	滋賀県	健康福祉部健康福祉政策課福祉企画・福祉・援護課	しがのユニバーサルデザイン		○	
	京都府	福祉・援護課	京都府ユニバーサルデザイン			
	京都市	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課	みやこユニバーサルデザイン		○	○
畿	堺市	企画部	ユニバーサルデザインの推進について	○		
	兵庫県	健康福祉部障害福祉局 障害者支援課ユニバーサル係	ユニバーサルひょうご			○
	神戸市	保健福祉局 計画調整課	こうべユニバーサルデザイン		○	
	奈良県	地域福祉課	ユニバーサルデザインに関すること		○	
	鳥取県	総務部人権局人権・同和対策課 企画調整担当	ユニバーサルデザインの推進		○	
	島根県	健康福祉部障がい福祉課	島根県ひとにやさしいまちづくり条例		○	
	岡山県	県民生活部くらし安全安心課消費生活班	おかやまユニバーサルデザイン			
	岡山市	企画局	岡山市都市ビジョン			
	広島県	総務局 戦略推進課	広島県ユニバーサルデザインの広場		○	
	広島市	都市整備局都市計画課 都市デザイン係	街に広がれ、ユニバーサルデザイン			
四	山口県	健康福祉部 厚政課	やまぐちユニバーサルデザイン			
	徳島県	保健福祉部 地域福祉課	徳島県のユニバーサルデザインの推進について			
	香川県	健康福祉部 健康福祉総務課	バリアフリーかがわ	○		
	愛媛県	保健福祉部管理局保健福祉課	人にやさしいまちづくり	○		
	高知県	高知県土木部道路課	高知県ユニバーサルデザインの取り組み			
	福岡県	福祉労働部 障害者福祉課	福祉のまちづくりについて			
	福岡市	保健福祉局総務部計画課	福岡市バリアフリーマップ			
	福津市	総合政策部 企画政策課	福津市ユニバーサルデザイン	○		
	佐賀県	健康福祉本部 地域福祉課	さがユニバーサルデザインラボ			
	武雄市	企画部 企画課 ユニバーサルデザイン係	がばいたけおのユニバーサルデザイン			
州	長崎県	社会福祉課	長崎県ユニバーサルデザイン推進基本指針		○	
	熊本県	健康福祉政策課	ユニバーサルデザイン・ネットくまもと		○	
	大分県	地域福祉推進室	おおいたユニバーサルデザイン		○	
	宮崎県	県民政策部 総合政策課	宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針の策定について			
	鹿児島県	建築課	鹿児島県ユニバーサルデザイン			
	沖縄県	企画部 企画調整課 (調整・北部振興スタッフ)	沖縄県のユニバーサルデザイン推進について			

引用文献・註

- 1) 南都経済研究所『特集「ユニバーサルデザイン」の現状と課題』ナント経済月報 Nanto monthly report, pp. 8-15., 2014年
- 2) 須田和博,『使ってもらえる広告』,アスキーメディアワークス, pp. 33-36, 2010年
- 3) 内閣府『平成19年度バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進普及方策に関する調査研究報告書』, pp.134-138, 2008年
- 4) 内閣府『平成18年度バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進普及方策に関する調査研究報告書』, p.120, 2009年
- 5) 日本文教出版『中学校教科書「美術2・3年下美術の広がり」』, pp.22-23, 2009年
- 6) Center for Universal Design, College of Design, North Carolina State University, Design for All, 2009 Vol.4, No.6, 3-8, 2009
- 7) 福井晃一,『デザイン小事典』,ダヴィッド社, pp.186-188., 1978年  
『デザイン小事典』によるデザインの定義は,「ある目的に向けて計画を立て,問題解決のために思考・概念の組立を行い,それを可視的,触覚的媒体によって表現すること」とある。
- 8) 文部科学省,中央教育審議会『初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について』答申, 2003年
- 9) 光野有次,『生きるための道具づくり』,晶文社, 1988年
- 10) Constance McGrath, 河合紀宗訳『THE INCLUSIONCLASSROOM PROBLEM SOLVER (邦訳 インクルーシブ教育の実践)』, 学苑社, 2010年
- 11) 大谷康夫,『アメリカの黒人と公民権法の歴史 (世界人権問題叢書)』, 明石書店, 2002
- 12) 花村春樹,『「ノーマリゼーションの父」N・E・バンク-ミケルセン-その生涯と思想』, ミネルヴァ書房, 1998年
- 13) U. S. Department of Justice, Civil Rights Division, Disability Rights Section, A GUIDE TO DISABILITY RIGHTS LAWS, 14, 2009
- 14) 同上, 18, 2009
- 15) 日比谷憲彦「ユニバーサルデザイン米国視察調査報告」,『GK report NO.6』, GK デザイン機構, pp.20-21., 2000年
- 16) U. S. Architectural and Transportation Barriers Compliance Board (Access Board), Americans with Disabilities Act (ADA), Accessibility Guidelines for Buildings and Facilities, 1998
- 17) U. S. Department of Justice, Civil Rights Division, Disability Rights Section, A GUIDE TO DISABILITY RIGHTS LAWS, 8, 2009
- 18) Center for Universal Design, College of Design, North Carolina State University, The Universal Design File: Designing for People of All Ages and Abilities, 2-5, 1998
- 19) 同上, 37-84, 1998
- 20) 中川聰 (監修), 日経デザイン編,『ユニバーサルデザインの教科書』, 日経BP社, 2004年
- 21) 文部科学省障がい者制度改革推進会議「障害者制度改革の推進のための基本的な方向 (第一次意見) 第4 日本の障害者施策の経緯」2010年
- 22) 井村圭壮, 相沢譲治,『社会福祉の理論と制度』, 勁草書房, 2010年
- 23) 文部省『わが国の特殊教育』1961年
- 24) 関根千佳,『ユニバーサルデザインのちから 社会人のためのUD入門』, 生産性出版, pp.250-252, 2010年
- 25) 経済産業省,「ユニバーサルデザイン懇談会～第二次取りまとめ～」, 2001年
- 26) 内閣府『平成18年度バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進普及方策に関する調査研究報告書』, 2009年

